

利用料金表

令和4年10月改定

単位:円

サービス名	通所リハビリテーション					
基本サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1割負担の方)		769/日	914/日	1,055/日	1,223/日	1,387/日
(2割負担の方)		1,538/日	1,828/日	2,110/日	2,445/日	2,775/日
(3割負担の方)		2,307/日	2,742/日	3,165/日	3,668/日	4,162/日
諸加算(1割負担) ※2割負担の方は×2 3割負担の方は×3 となります。	入浴介助加算Ⅰ	43/日	入浴介助を行った場合			
	入浴介助加算Ⅱ	65/日	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。PT、OT、STが医師との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。			
	リハマネジメント加算A11	606/月	同意日の属する月から6月以内			
	リハマネジメント加算A12	260/月	同意日の属する月から6月起			
	短期集中個別リハ加算	119/回	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内			
	栄養アセスメント加算	54/月	管理栄養士を1名以上配置。多職種の者が共同して栄養アセスメントを実施。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出すること。			
	栄養改善加算	217/月	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問すること。原則3月以内、月2回を限度			
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	22/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当の介護支援専門員に情報を提供すること			
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、担当の介護支援専門員に情報を提供すること。			
	科学的介護推進体制加算	43/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。			
	若年性認知症入所者受入加算	65/日	若年性認知症の診断を受けている方			
	重度療養管理加算	108/日	要介護4・5の状態でする所定の医療処置を実施する場合			
	送迎減算	-51/片道	ご家族様送迎などにより、施設で送迎しなかった場合			
	サービス提供体制加算Ⅰ	24/日	介護福祉士が70%以上配置されている場合			
	処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×47/1000			
	特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数×20/1000			
	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×10/1000			
食費		733/日(食材料等にかかる費用)				

※精算時における実際の金額は、端数処理により若干違いが生じます。

利用料金表

令和4年10月改定

単位:円

サービス名		介護予防通所リハビリテーション	
基本サービス費		要支援1	要支援2
(1割負担の方)		2,223/月	4,331/月
(2割負担の方)		4,447/月	8,662/月
(3割負担の方)		6,670/月	12,993/月
諸加算(1割負担) ※2割負担の方は×2 3割負担の方は×3 となります。	若年性認知症入所者受入加算	260/月	若年性認知症の診断を受けている方
	運動器機能向上加算	244/月	計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合
	栄養アセスメント加算	54/月	管理栄養士を1名以上配置。多職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出すること。
	栄養改善加算	217/月	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問すること。原則3月以内、月2回を限度
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	22/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当の介護支援専門員に情報を提供すること
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、担当の介護支援専門員に情報を提供すること。
	科学的介護推進体制加算	43/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。
	サービス提供体制加算Ⅱ 1(要支援1)	78/月	介護福祉士が50%以上配置されている場合
	サービス提供体制加算Ⅱ 2(要支援2)	156/月	介護福祉士が50%以上配置されている場合
	処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×47/1000	
	特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×20/1000	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×10/1000	
食費		733/日(食材料等にかかる費用)	

※精算時における実際の金額は、端数処理により若干違いが生じます。